公表資料４

香取市市民課窓口業務事業者選定基準

１．評価基準

項目１～１２は体制評価、１３は価格評価とする。

配点は体制評価１２０点、価格評価２０点とし、両評価の合計を総合評価とする。

	評価項目	評価基準	重点配分	満点
1	会社概要	経営状況	―	5
2	受託実績	官公庁等における窓口業務の実績があるか	―	5
3	業務取組方針	業務に対する考え方、実施にあたっての方針	×2	10
4	人材確保体制	業務を行う上で適切かつ十分な業務従事者が配置されるか	×3	15
5		実務に精通した業務従事者が配置されるか	×3	15
6	人材の育成	業務従事者に対する指導・研修体制が確立されているか	×2	10
7	通常業務における連絡体制	固定した連絡窓口があり、市の執務時間内において、常に連絡可能な体制が整っており、業務遂行のための連絡調整会議を開催する体制が整っているか	×2	10
8	危機管理体制	トラブル等の緊急時における連絡体制が整っているか	―	5
9	個人情報保護	個人情報保護の客観的な認証を受けているか	×2	10
10		業務従事者に個人情報保護の教育が実施されているか	×2	10
11		業務従事者と個人情報保護の覚書等が交わされるか	×2	10
12	独自項目	今後の窓口業務の運営について、独自の優れた提案があるか	×3	15
13	提案価格		―	20
140				

２．審査方法

体制評価による「体制点」と提案価格による「価格点」を各項目に掲げる方法により算出し、総合評価点が最も高い提案者を契約予定者とする。

（１）体制評価の方法

提案書に記載された内容及び審査会でのプレゼンテーションの結果により、各審査委員が項目ごとに評価し、次の基準により得点化します。各審査委員が得点化したものを項目ごとに平均点を算出し、合計したものを体制点とする。

なお、項目の平均点に小数点以下の端数が出た場合は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位まで算出する。

評価の度合い	得点	重点配分
特に優れている	５	得点化するに当たり重要な内容については、基準表により重点配分を行う
優れている	４	
普通	３	
劣っている	１	
特に劣っている	０	

（２）体制評価の失格基準

体制点が７２点未満（１２０点の６割未満）の提案者は、要求水準を満たしていないと判断し、失格とする。

（３）価格評価の方法

提案価格により次の算定式で価格点を算出する。

２０点×（最も安価な事業者の見積額）÷（当該事業者の見積額）

なお、計算結果において小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点第２位まで算出する。

（４）価格評価の失格基準

提案価格が上限額を超えているときは、失格とする。

（５）総合評価点が同点となった場合の取扱い

提案価格の低い業者を契約予定者とする。さらに、提案価格も同額の場合は、くじにて契約予定者を決定する。